



第520-24号

様式第二号の八（第八条の四の五関係）（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2022年6月25日

吹田市長 様

提出者

住所 大阪府吹田市幸町29番1号

氏名 山崎製パン株式会社大阪第一工場

執行役員工場長 鶴田 博保

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6381-2272

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

事業場の名称	山崎製パン株式会社大阪第一工場
事業場の所在地	大阪府吹田市幸町29番1号
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

 産業廃棄物の処理の委託 別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

		【目標】	別紙1, 2のとおり	
②計画	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	09：食料品製造業（パン、和洋菓子製造販売）
②事業の規模	生産高17,255百万円 売上高36,556百万円
③従業員数	898名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別紙の通り

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 従業員に対して社内研修にて、産業廃棄物状況の周知と廃水処理場への負荷軽減に向けて節水や油分ふき取りをするよう指導した。 ペットボトル等の分別を強化し、廃プラスチック類の削減をしている。
②計画	（今後実施する予定の取組） ①廃水処理場の適正管理を継続する（生産現場からの排水量抑制、脱水設備の安定稼働） ②原材料管理のさらなる徹底を図り、廃棄原料の発生量を抑制する ③有価物との分別徹底を強化し、廃プラスチック類の発生量を抑制する

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 有機性汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、動植物性残渣、蛍光灯、乾電池をそれぞれ分別、保管している
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ①年間10回程度回収する粗大ゴミについても分別を徹底し、有価物の増量を図る ②軟硬質プラスチックなどの有価売却を検討する

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ①廃水処理場の安定稼働に向けて脱水設備を増設し、中間処理により減量した量が増え、汚泥発生量が減少している ②従業員に対して社内研修にて、廃水処理の現状と節水や油分拭きとりの徹底を指導した
②計画	(今後実施する予定の取組) ①廃水処理の適正管理を継続する(脱水設備の安定稼働、流入量の抑制) ②社内研修を継続して実施し、新入社員を含めた従業員へ、廃水処理の現状と節水や油分拭き取りの周知徹底を行う。

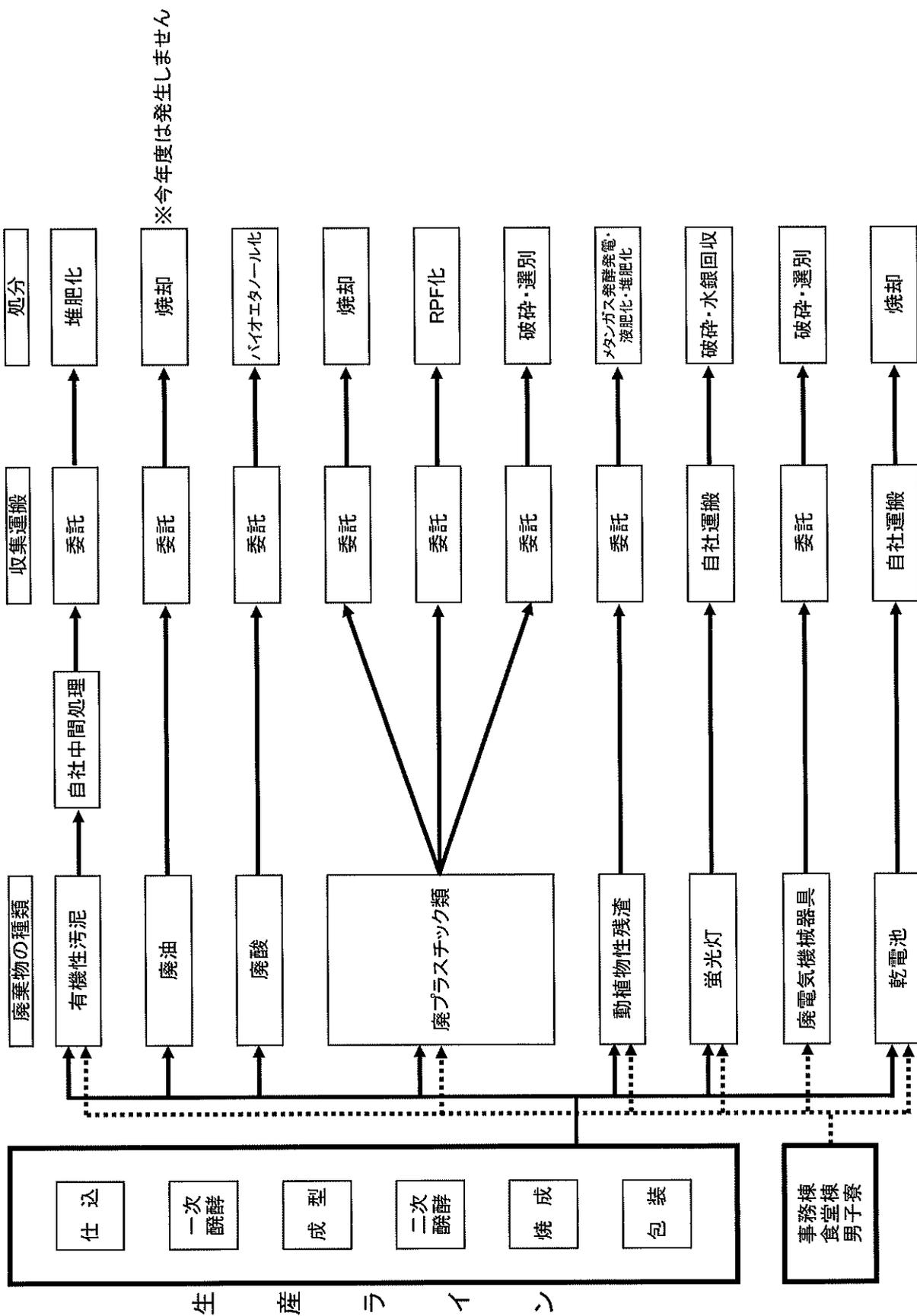
7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

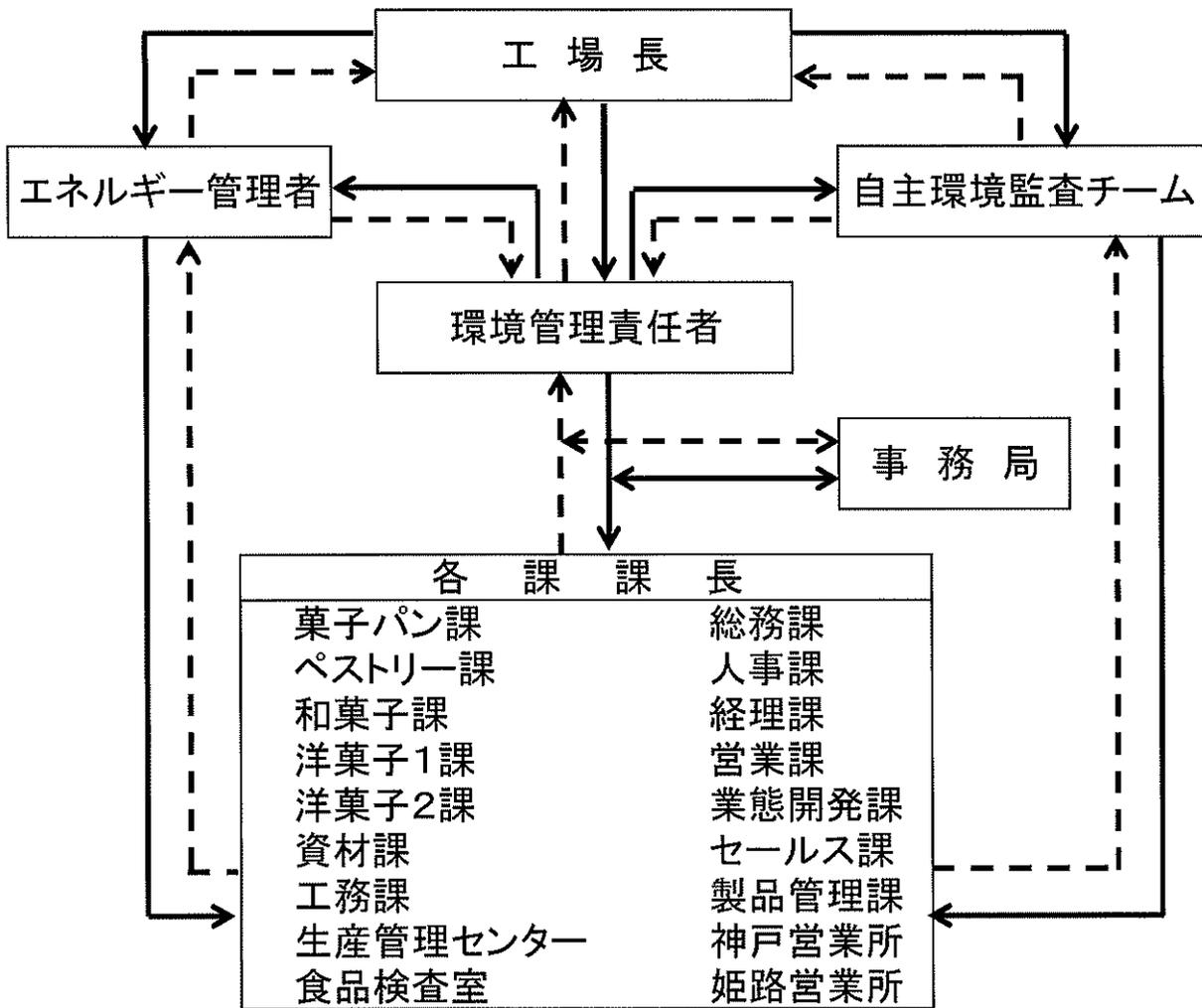
8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ①有価物との分別徹底を継続した ②原材料管理の徹底により、廃棄原料の発生を抑制した ③処理委託業者への定期的な現地視察を実施した
②計画	(今後実施する予定の取組) ①有価物との分別徹底を継続する ②原材料管理の徹底により、廃棄原料の発生抑制を継続する ③処理委託業者への定期的な現地視察を継続して実施する ④軟硬質プラスチック、ペットボトル、空き缶類などの有価売却を検討する

産業廃棄物処理工程



管 理 体 制 図



指導・指示
 報告

【各部署の役割】

部署	役割
エネルギー管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、水、ガス、燃料の数値管理(使用量、費用、燃費、生産高原単位) ・節水、節ガスの推進活動 ・工場設備の稼働状況把握、修理(水漏れ、ガス漏れ) ・各エネルギーの削減目標設定、進捗状況確認、検証
自主環境監査チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回各課への自主監査(現状に対する環境改善指導) ・自主監査に基づく継続的な環境推進活動
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生量管理 ・行政報告 ・委託処理業者の視察 ・処理委託業者との契約書管理 ・マニフェスト発行、管理 ・各課との調整、及び指導 ・廃棄物の発生抑制及び適正管理 ・環境パトロールによる各課指導 ・環境推進会議の開催
各課課長	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局、環境パトロール、自主監査からの指摘事項改善 ・環境活動の水平展開と進捗状況の把握、指導 ・製造設備の適正稼働による食品ロス削減 ・課員への指導による廃棄物発生抑制 ・消耗品、原料の使用量削減
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容記載書類の統括管理 ・統括的な改善指導